

第 12 回特別弔慰金請求受付相談について（中郷区）

窓口の混雑を避けるため、受付相談にあたり、事前の予約をお願いします。

相談時間は、1 件あたり 30 分～1 時間を見込んでいます。ご予約がない場合は、後日の受付相談となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

相談期間の終了後（令和 7 年 8 月 1 日以降）も、中郷区総合事務所 市民生活・福祉グループで、随時受け付けます。請求期限は令和 10 年 3 月 31 日までです。早めの手続きをお願いします。

■ 期 間 : 令和 7 年 7 月 1 日（火）から 7 月 31 日（木）の間
（土日・祝日は除く）

① 午前 9 時～10 時

② 午前 11 時～ 正午

③ 午後 2 時～ 3 時

④ 午後 3 時～ 4 時

※各回 1 組（名）です

■ 予約方法 : 中郷区総合事務所 市民生活・福祉グループへお電話ください。

■ 問合せ : 電話 74-2691（福祉班）へお問合せください。

■ その他 : ・添付書類となる戸籍等の発行は有料です。

・戸籍等の発行には顔写真付きの本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）が必要です。

・同封の「第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きについて（ご案内）」を確認してください。